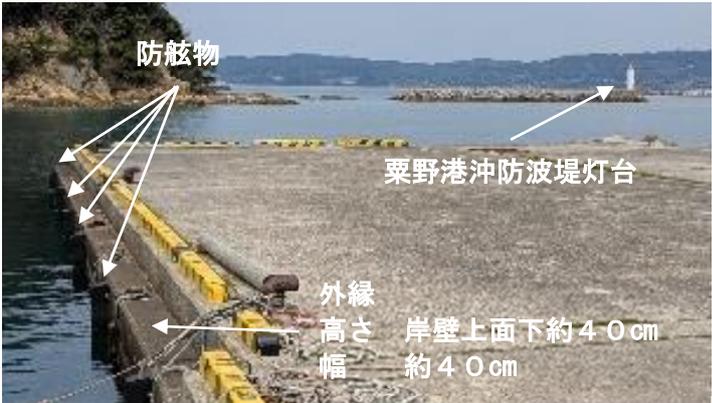


船舶事故調査報告書

令和7年8月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和6年7月23日 10時00分頃
発生場所	山口県下関市粟野港新粟野西物揚場 粟野港沖防波堤灯台から真方位189°450m付近 (概位 北緯34°21.7′ 東経130°58.5′)
事故の概要	作業船 漁恵丸は、離岸中、転覆した。
事故調査の経過	令和7年2月10日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（作業員）
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 3、視界 良好 海象：海上（港内） 平穏、潮汐 ほぼ高潮時
事故の経過	<p>本船は、新粟野西物揚場の先端部（以下「本件岸壁」という。）に左舷着けで着岸した。</p> <p>本件岸壁には、上面より約40cm 低い位置に幅40cm の外縁があり、外縁の外側にはゴム製の防舷物が設置されていた。本船の着岸時、ほぼ満潮時で、海面の高さが本件岸壁の上面付近であった。（写真1参照）</p>  <p>写真1 本件岸壁（干潮時に撮影）</p> <p>船長は、本船を本件岸壁に係留した際、本船の左舷側下方に外縁及び防舷物があることに気付かなかった。</p> <p>船長は、本船に係留後、作業員3人と共に、本船に粟野港沖防波堤</p>

灯台改修用の工事用足場プレート（以下単に「プレート」という。）の積み作業を開始した。

船長は、プレートの重量を確認しておらず、本船の喫水及び左右の傾斜を確認しながら積み作業を行えば、安全に積み作業を行うことができると思っていた。

船長は、積み作業中に本船の喫水を確認した際、乾舷に余裕があり、左右の傾斜もなく船体が安定していると思い、船体前部にプレートを船首尾方向に2列積載した後、船体後部にプレートの両端が舷外にはみ出す状態で船横方向に2列積載し、合計72枚のプレートを本船に積載した。

船長は、右舷船尾部に乗り組み、作業員3人が、船首部、左舷中央部及び左舷船尾部にそれぞれ分かれて乗り、後進で離岸を開始した。

（図1参照）

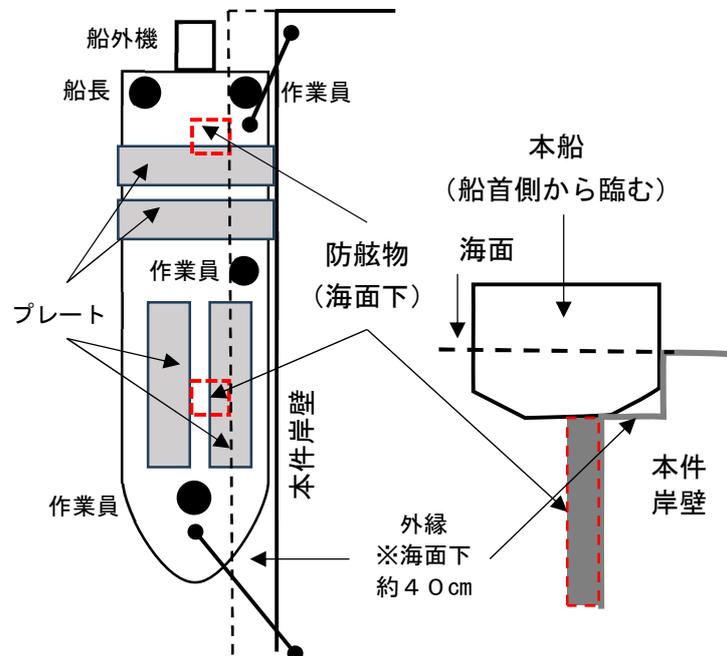


図1 本船の積載と着底の状況

本船は、離岸した直後、船体後部に積載したプレートが左舷側に荷崩れを起こし、左舷側に大きく傾斜して転覆した。

乗船者4人は、落水後、自力で本件岸壁に這い上がった。

岸壁にいた工事関係者は、本事故の発生を海上保安部に通報した。

作業員1人は、落水した際、本船とプレートとの間に右足を挟まれ、後日、医療機関を受診し、右下腿腓腹筋筋肉内出腫及び右母趾裂創と診断を受けた。

本船はクレーン車により本件岸壁に陸揚げされ、プレートは翌日回収された。

プレートは1枚の重量が約11.7kgであり、総重量は約840kgであった。

本船の最大とう載人員は4人であった。(写真2参照)



写真2 本船

船長は、これまで、重量物を積載運搬したことはなく、海上工事作業に従事するのが初めてであった。

分析

本船は、本件岸壁に係留中、船長がプレートを通り過ぎて離岸したことから、本件岸壁の外縁及び防舷物から船体が離れた際、プレートが荷崩れを起こして左舷側に大きく傾斜し、転覆したものと考えられる。

船長は、本船にプレートを積み込む作業を行っていた際、本船の左舷側が本件岸壁の外縁及び防舷物に乗っていることに気付かなかったことから、乾舷に余裕があると思い、過積載したものと考えられる。

船長は、本船を本件岸壁に係留した際、ほぼ満潮時であり、海面が本件岸壁の上面とほぼ同じ高さとなっていたことから、本船の左舷側下方に外縁及び防舷物があることに気付かなかったものと考えられる。

船長は、本船の喫水及び左右の傾斜を確認しながら積み込み作業を行えば、安全に積み込み作業を行うことができると考えていたことから、事前に積載するプレートの総重量を確認せず、本船の最大とう載人員を考慮した積み込み作業を行わなかったものと考えられる。

原因

本事故は、本船が、本件岸壁に係留中、船長が、本船の左舷側が本件岸壁の外縁及び防舷物に乗っていることに気付かないまま、積載するプレートの総重量を確認せずに過積載して離岸したため、本件岸壁の外縁及び防舷物から船体が離れた際、プレートが荷崩れを起こして左舷側に大きく傾斜し、転覆したものと考えられる。

再発防止策

今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・ 小型船舶の船長は、重量物を積載する場合、積載物の重量を確認するとともに、最大とう載人員を考慮し、積載重量及び乗船者数を制限すること。
- ・ 小型船舶の船長は、満潮時に水没する階段状の岸壁に着岸する際、船底が水面下の岸壁や防舷物に乗ることがないように注意すること。